

介護予防・日常生活支援総合事業
【運営の手引き】

通所型サービスA

(緩和した基準によるサービス)

平成30年4日

貝塚市 高齢介護課

目 次

	ページ
I 基準の性質・基本方針等	
1. 介護予防・日常生活支援総合事業について	4
1) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）について	4
2) 基準等の制定について	4
2. 基準の性質	5
1) 事業の一般原則	5
2) 基本方針	5
II サービスの提供の方法について	
1. 単位の考え方について	6
1) 単位」とは	6
2) 従事者の配置	6
3) 同一単位内におけるサービス提供時間数が異なる利用者の受け入れについて	6
III 人員基準について	
1. 管理者について	7
1) 資格について	7
2) 兼務について	7
2. 従事者について	8
1) 資格について	8
2) 必要員数について	8
IV 設備基準について	
1. 設備、備品等について	9
1) サービスを提供するために必要な場所について	9
2) 消火設備その他非常設備	9
V 通所型サービスAと通所介護事業等を一体的に運営する場合について	
1. 定員及び事業所規模の区分等の取扱いについて	10
1) 定員について	10
2) 事業所規模の区分について	10
3) 定員超過（減算）について	10
4) 区画（食堂及び機能訓練室、サービスを提供するために必要な場所）について【参考】	11
2. 人員の取り扱いについて	12
1) 「専従」要件について	12
2) 人員欠如（減算）について	12
3. 加算の取り扱いについて	12

「専従」、「専従」の職員配置を求めている場合	1 2
4. 通所介護等と一体的に運営する場合の介護職員、従事者の配置の考え方	1 3 1 5
5. 通所型サービスAのみで運営する場合の従事者の配置の考え方	1 5
6. 通所型サービスAと指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護事業、指定介護予防通所介護、通所介護相当サービスとの一体的運営について（国Q&A）	1 6 1 7
VI 運営基準について	
1. 内容及び手続の説明及び同意について	1 8
2. 提供拒否の禁止について	1 8
3. サービス提供困難時の対応について	1 8
4. 受給資格等の確認について	1 9
5. 要支援認定等の申請等に係る援助について	1 9
6. 心身の状況等の把握について	1 9
7. 介護予防支援事業者等との連携について	2 0
8. 第1号事業支給費の支給を受けるための援助について	2 0
9. 介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供について	2 0
10. 介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助について	2 1
11. サービス提供の記録について	2 1
12. 利用料等の受領について	2 2
13. 利用者に関する市への通知について	2 3
14. 緊急時等の対応について	2 3
15. 管理者の責務について	2 3
16. 運営規程について	2 3
17. 勤務体制の確保等について	2 4
18. 定員の遵守について	2 4
19. 非常災害対策について	2 4
20. 衛生管理等について	2 5
21. 重要事項の掲示について	2 5
22. 秘密保持等について	2 5
23. 広告について	2 6
24. 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止について	2 6
25. 苦情処理等について	2 6
26. 地域との連携について	2 7
27. 事故発生時の対応について	2 8
28. 会計の区分について	2 8
29. 記録の整備及び保存について	2 9
30. 通所型サービスAの基本的取扱方針について	2 9
31. 通所型サービスAの具体的取扱方針について	3 0

32. 通所型サービスAの提供に当たっての留意点について	31
33. 安全管理体制等の確保について	32
VII 報酬請求について	
1. 1回当たりの単価設定について	33
2. 日割り請求に係る適用について	35
	36
3. 国民健康保険団体連合会への請求コードについて	37
4. その他請求に関して	37
1) 他のサービスとの関係について	37
2) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について	38
3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定についての経過措置	38
4) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について	39
5) その他	39

I 基準の性質・基本方針等

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、市町村が実施主体となって、地域の実情に応じて、「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を市町村事業に移行するものです。

この総合事業では、従来の介護予防通所介護に相当するサービスや、基準を緩和したサービス、住民等が提供するサービスなどが総合的に提供可能な仕組みとなっています。

1) 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）について

総合事業では、市町村が、地域の実情に応じて、その内容や費用、基準を決めることができます。

「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」は従来の介護予防通所介護をもとに、貝塚市が創設したサービスです。

利用者の日常生活やレクリエーション、行事、体操等を通じた各身体機能の訓練等を行うものの、基本的には、介護予防に資するサロンのような場を想定しています。

通所型サービスをご利用いただく場合は、原則としてこの通所型サービスAを利用いただくこととなります。

2) 基準等の制定について

貝塚市における総合事業による必要な事項は、「貝塚市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により定められています。

また、通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準は「貝塚市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（以下「通所型A人員等基準要綱」という。）に、事業者指定に関する基準は、「貝塚市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱」に規定しています。

貝塚市の総合事業に関する情報は、市ホームページに掲載しています。

貝塚市公式サイトトップ>各課のご案内>福祉部>高齢介護課>メニュー>介護予防・日常生活支援総合事業

<https://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kenkohukushi/koreikaigo/menu/sougoujigyoyou/index.html>

介護予防・日常生活支援総合事業（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192992.html>

2. 基準の性質

1) 事業の一般原則 (通所型A人員等基準要綱第3条)

指定通所型サービスA事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

指定通所型サービスA事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

2) 基本方針 (通所型A人員等基準要綱第4条)

通所型サービスAの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

II サービスの提供の方法について

1. 単位の考え方について

1) 「単位」とは

- ① 通所型サービスAの単位とは、同時に、一体的に提供される通所型サービスAをいうものであり、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従事者を確保する必要があります。
- イ 通所型サービスAが同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- ロ 午前と午後とで別の利用者に対して通所型サービスAを提供する場合
- ② 利用者の数又は利用定員は、単位ごとの通所型サービスAについての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものです。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10名に対して通所型サービスAを提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10名に対して通所型サービスAを提供する場合であって、それぞれの通所型サービスAの定員が10名である場合には、当該事業所の利用定員は10名、必要となる従事者は午前午後それぞれにおいて利用者10名に応じた数ということとなり、人員算定上午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではありません。

2) 従事者の配置

通所型サービスAの単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる従事者について、利用者数15名までは従事者1名以上、利用者数15名を超える場合は、従事者1名に加えて、利用者1名につき従事者を必要数配置することとします。(必要数についてはP8参照)

また、利用者数15名を超える場合に加える従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者として従事できます。

3) 同一単位内におけるサービス提供時間数が異なる利用者の受入れについて

通所型サービスAの単位とは、同時に、一体的に提供される通所型サービスAをいうものですが、利用者ごとに策定した通所型サービスA個別サービス計画（以下この項において「通所型サービスA計画」という。）に位置づけられた内容の通所型サービスAが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所型サービスAを行うことも可能です。

なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意してください。

参 考

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日) 問56】

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) (平成24年3月16日) 問57】

Ⅲ 人員基準について

1. 管理者について（通所型A人員等基準要綱第6条）

1) 資格について

指定通所型サービスA事業所の管理者は、同種のサービス（指定通所介護、指定地域密着型通所介護、通所介護相当サービス。以下同じ。）と同一の事業所において一体的に運営される場合を除き、下記の資格が必要です。

- 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者
- 貝塚市長が定める研修修了者 看護師、准看護師

※「貝塚市長が定める研修」については「貝塚市生活援助サービス従事者研修募集要項」参照

2) 兼務について

管理者は、原則として専ら通所型サービスAに従事する者でなければなりません（常勤である必要はありません。）。

ただし、管理者の業務に支障がないとして、他職種との兼務が認められる場合はこの限りではありません。

（例1）通所介護と通所型サービスAを一体的に運営する場合であって、通所型サービスA事業所の管理者と従事者との兼務。

（例2）通所型サービスA事業所の管理者と同一敷地内にある通所介護事業所の管理者との兼務。

兼務の詳細については、広域事業者指導課のホームページに掲載されている「介護予防・日常生活支援総合事業の事業所における管理者の兼務について」をご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/site/kouiki/sougou1.html>

「専らその職務に従事する」とは

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。ただし、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるとされています。

2. 従事者について（通所型A人員等基準要綱第5条）

1) 資格について

従事者に、資格要件はありません。

市長が定める研修を修了している必要はありませんが、受講をお勧めします。

※「貝塚市長が定める研修」については「貝塚市生活援助サービス従事者研修募集要項」参照

2) 必要員数について

通所型サービスAの単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該通所型サービスAの提供に当たる従事者について、利用者数15名までは従事者1名以上、利用者数15名を超える場合は、従事者1名に加えて、利用者1名につき従事者を必要数（※1）配置することとします。

※利用者数15名を超える場合に加える従事者は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の通所型サービスAの単位の従事者として従事できます。

（※1）必要数とは

原則的には、通所介護相当サービスと同様に、利用者1名に専従0.2（利用者5名につき従事者1名）としなければなりません。

【注意】

人員配置やサービス提供体制強化加算等において、同種のサービスに規定する介護職員の配置必要数の算出に、当該サービスの利用者や従事者を含めることはできません。

IV 設備基準について

1. 設備、備品等について（通所型A人員等基準要綱第7条）

原則として、通所型サービスAの事業を運営するために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

ただし、同種のサービスと通所型サービスAが同一事業所において一体的に運営されている場合は、同種のサービスの設備等に関する基準を満たしていることをもって、通所型サービスAの基準を満たしているものとみなしますので、同種のサービスの設備、備品等を共用することができます。

1) サービスを提供するために必要な広さを有する区画について

サービスを提供するために必要な場所は、その合計した面積（有効面積）が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積とします。

【指定通所型サービスA事業所に必要な設備】

- 同時に複数の利用者に対しサービスを提供することが原則なので、狭い部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではありません。ただし、通所型サービスAの単位を更にグループ分けして効果的な通所型サービスAの提供が期待できる場合、複数の部屋の一体的な利用が可能と認められ、かつ利用定員に対し同時にサービス提供できると認められる場合（「連続した複数の部屋を開放するなどして、各部屋の間口、開口部などの形状から一体的な利用が可能」と認められない場合を除きます。）はこの限りではありません。
- サービスを提供するために必要な場所に棚やロッカーなどサービス提供と無関係なものを設置する場合、当該スペースは面積から除外します（サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子、ソファ等については面積からの除外は不要です。）。
- 指定通所型サービスA事業所に備えた設備は、専ら通所型サービスAの事業の用に供するものでなければなりません。ただし、事務室、相談室等利用者に対する通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りではありません。

例えば、専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分されている場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。

2) 消火設備その他非常設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。

※「消防法その他の法令等」について

利用者の安全を確保するために、指定通所型サービスA事業所には、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を備えなければなりません。建物の使用用途、面積等によって消火器等の設置を求められる場合があります。最寄の消防署等に確認してください。

消防法ほか、建築基準法等においても建築物の防火等に係る規定が設けられています。

V 通所型サービス A と通所介護事業等を一体的に運営する場合について

この章において①から④は以下の内容を指します。

- ①通所介護（又は地域密着型通所介護）
- ②通所介護相当サービス
- ③通所型サービス A

一体的運営【同一事業所】

(1 単位 ①・②) + (1 単位 ③)

1. 定員及び事業所規模の区分等の取り扱いについて

1) 定員について

- ①及び②のそれぞれの対象となる利用者数の合算で利用定員を定めます。
 - ③の利用者で利用定員を定めます。
- ⇒ ①及び②で合算した利用定員の利用者数には③の利用者数は含めません。
逆も同様に③の利用定員の利用者数には①及び②で合算した利用者数は含めません。

2) 事業所規模の区分について

- ①（通所介護に限る）の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、③の利用者数は含めません。

3) 定員超過（減算）について

- ①及び②で利用定員の超過利用となる場合、減算となります。（※③の部分は含めません。）
 - ③で利用定員の超過利用となる場合、減算となります。（※①及び②の部分は含めません。）
- ⇒ ①及び②と③は別々に利用定員をカウントします。

P 3 8 3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定についての経過措置（参照）

4) 区画（食堂及び機能訓練室、サービスを提供するために必要な広さを有する区画）について
【参考】

- ①及び②については、食堂及び機能訓練室の合計した面積を、利用定員×3㎡以上、③については、サービスを提供するために必要な広さを有する区画を利用定員×3㎡以上確保してください。
- ①及び②と③を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供するため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保してください。

⇒この場合、③について、必ずしも①及び②と場所を分ける必要はないですが、プログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮してください。

2. 人員の取り扱いについて

1) 「専従」要件について

原則として、管理者及び従事者は**専従**でなければなりません。

ただし、管理者については、管理業務に支障がないとして、他職種との兼務が認められる場合はこの限りではありません。(P 7 参照)

また、①及び②と③が一体的に運営されている場合であっても、③は①及び②とは別に人員基準を満たす必要があります。(P 13～15 参照)

2) 人員欠如(減算)について

- ①及び②で人員欠如となる場合、人員欠如減算となります。(※③の部分は含めません。)
 - ③で人員欠如となる場合、人員欠如減算となります。(※①及び②の部分は含めません。)
- ⇒ ①及び②と③は別々に人員欠如減算となります。

3. 加算の取り扱いについて

③に加算はありませんが、①及び②の各加算の取り扱いについて、以下のとおり注意が必要です

「専従」、「常勤」の職員配置を求めている場合

(中重度者ケア体制加算、個別機能訓練加算、認知症加算等)

③の従事者は①のサービスに従事できません(兼務できません)。しかし、それぞれのサービスで勤務時間を切り分けて配置した場合は、①のサービスに従事した時間(勤務時間)は「中重度者ケア体制加算」や「認知症加算」の常勤換算員数の算出に含めることができます。なお、「個別機能訓練加算Ⅰ」について、①と勤務時間を切り分けて③の従事者として配置した場合は、①の常勤要件を満たさなくなる場合がありますので、注意が必要です。

4. 通所介護等と一体的に運営する場合の介護職員・従事者の配置の考え方

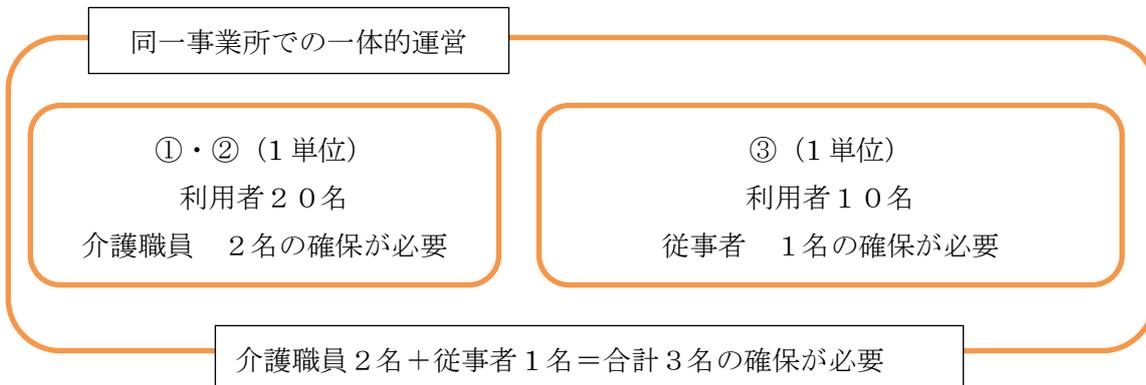
①②の利用定員が1単位20名、③の利用定員が1単位20名の場合

【例1】①②の利用者が15名で③の利用者が20名の場合 提供時間は各4時間



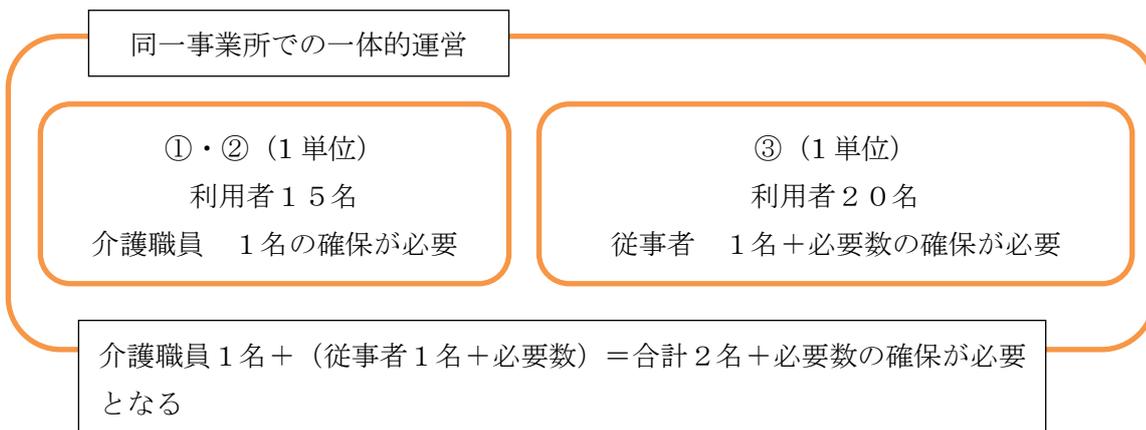
①②の利用定員が1単位20名、③の利用定員が1単位20名の場合

【例2】①②の利用者が20名で③の利用者が10名の場合 提供時間は各4時間



①②の利用定員が1単位20名、③の利用定員が1単位20名の場合

【例3】①②の利用数が15名で③の利用者が20名の場合 提供時間は各4時間



①②の利用定員が1単位15名、③の利用定員が1単位5名の場合

【例4】①②の利用者が10名で③の利用者が5名の場合 提供時間は各4時間

同一事業所での一体的運営

①・② (1単位)
利用者10名
介護職員 1名の確保が必要

③ (1単位)
利用者5名
従事者 1名の確保が必要

介護職員1名+従事者1名=合計2名の確保が必要

①②の利用定員が1単位15名、③の利用定員が1単位10名の場合

【例5】①②の利用者が10名で③の利用者が10名の場合 提供時間は各4時間

同一事業所での一体的運営

①・② (1単位)
利用者10名
介護職員 1名の確保が必要

③ (1単位)
利用者10名
従事者 1名の確保が必要

介護職員1名+従事者1名=合計2名の確保が必要

①②の利用定員が1単位15名で1単位の届出
③の利用定員が1単位午前10名・1単位午後10名の2単位の届出の場合

【例6】①②の利用者が10名で 提供時間は7～9時間の設定

③の利用者が午前の単位で10名・午後の単位で8名の場合提供時間は3時間の設定

同一事業所での一体的運営

①・② (1単位)
利用者10名
介護職員 1名の確保が必要
(7時間～9時間)

③午前 (1単位)
利用者10名 (3時間)
従事者 1名の確保が必要

③午後 (1単位)
利用者8名 (3時間)
従事者 1名の確保が必要

①②の利用定員が1単位午前15名・1単位午後15名の2単位の届出・
③の利用定員が1単位午前10名・1単位午後10名の2単位の届出の場合

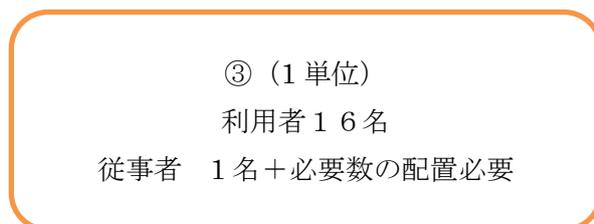
【例7】 ①②の利用者が午前の単位で9名・午後の単位で7名の場合 提供時間は各3時間の設定
・ ③の利用者が午前の単位で10名・午後の単位で8名の場合 提供時間は各3時間の設定



5. 通所型サービスAのみで運営する場合の従事者の配置の考え方

③の利用定員が1単位16名の場合

【例8】 ③の利用者が16名の場合 提供時間は4時間



6. 通所型サービスAと指定通所介護事業、指定地域密着型通所介護事業、通所介護相当サービスとの一体的運営について（国のQ&A）

【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A平成27年8月19日版】

（問11）通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどのようにすべきか。

（回答）通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員（勤務時間）の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。
- ・通所型サービスAの部分は、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A平成27年8月19日版】

（問12）通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどのようにすべきか。

（回答）1. 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の介護予防通所介護に相当するサービス対象となる利用者（要支援者等）との合算で、利用定員を定め、
- ・これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）で利用定員を定めることとしている。

2. したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。
- ・通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、市町村の定める減算等の取扱いによることとなる。

3. なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保する為、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。

【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A平成27年8月19日版】

(問14) 通所介護と、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。

(回答) 1. 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、

- ・通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、利用定員×3㎡以上、
- ・通所型サービスAについては、サービスを提供するために必要な場所を確保することが必要である。

2. 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。

3. なお、この場合、緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能である。

その他

【「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A平成27年8月19日版】

(問9・10・13) 参照

【平成27年度報酬改定に関するQ&A vol.1 平成27年4月1日版】

指定通所介護と第一号通所事業を一体的に実施する場合の取扱い

(問51) 指定通所介護と第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に実施する場合の指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え方如何。また、その際の指定通所介護事業所の利用定員の考え方如何。

(答)

- 1 指定通所介護と第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））の利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めない。
- 2 指定通所介護と第一号通所事業（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に第一号通所事業（現行の介護予防通所介護に相当するサービス）の利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることになる。

VI 運営基準について

1. 内容及び手続きの説明及び同意について（通所型A人員等基準要綱第8条）

要綱第8条は、指定通所型サービスA事業者は、利用者に対し適切な通所型サービスAを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定通所型サービスA事業所の運営規程の概要、従事者等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該通所型サービスA事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとします。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から通所型サービスAの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものです。なお、当該同意については、利用者及び指定通所型サービスA事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。

2. 提供拒否の禁止について（通所型A人員等基準要綱第9条）

要綱第9条は、指定通所型サービスA事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものです。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難な場合です。

3. サービス提供困難時の対応について（通所型A人員等基準要綱第10条）

指定通所型サービスA事業者は、要綱第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な通所型サービスAを提供することが困難であると認めた場合には、要綱第10条の規定により、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の指定通所型サービスA事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

4. 受給資格等の確認について（通所型A人員等基準要綱第11条）

要綱第11条は、通所型サービスAの利用に係る費用につき第1号事業支給費の支給を受けることができるのは、要支援認定等を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものです。

※要支援認定を受けていない場合には、事業対象者（チェックリスト該当者）であるかどうかを確認します。事業対象者には有効期限がありませんので、介護予防支援事業者等の届出の日の確認をしてください。

5. 要支援認定等の申請等に係る援助について（通所型A人員等基準要綱第12条）

- ① 要綱第12条第1項は、要支援認定等の申請等がなされていれば、要支援認定等の効力が申請時等に遡ることにより、通所型サービスAの利用に係る費用が第1号事業支給費の対象となり得ることを踏まえ、指定通所型サービスA事業者は、利用申込者が要支援認定等を受けていないことを確認した場合には、要支援認定等の申請等が既に行われているかどうかを確認し、申請等が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたものです。
- ② 同条第2項は、要支援認定の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して第1号事業支給費の支給を受けるためには要支援更新認定を受ける必要があること及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定通所型サービスA事業者は、介護予防サービス・支援計画書（これに相当するサービスを含む。）の作成が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものです。

6. 心身の状況等の把握について（通所型A人員等基準要綱第13条）

利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

【注意】通所型サービスAの提供開始に当たっての診断書の提出について

(参考：平成13年3月28日 運営基準に係るQ&A IIの1)

※通所型サービスAの提供開始にあたり、利用者の健康状態を把握することは重要ですが、利用者にとって診断書の提出は義務ではありません。

※利用者から任意に提出していただける場合にはかまいませんが、診断書の提出が無ければ一切のサービス提供をできないとすることは不適切です。

7. 介護予防支援事業者等との連携について (通所型A人員等基準要綱第14条)

通所型サービスAを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

また、通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

8. 第1号事業支給費の支給を受けるための援助について (通所型A人員等基準要綱第15条)

要綱第15条は、介護保険法施行規則第140条の62の4に該当する利用者は、通所型サービスAの提供を第1号事業支給費としてその支給を受けることができることを踏まえ、指定通所型サービスA事業者は、利用申込者又はその家族に対し、通所型サービスAの提供を第1号事業支給費としてその支給を受けるための要件の説明、介護予防支援事業者等に関する情報提供その他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならないこととしたものです。

9. 介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供について

(通所型A人員等基準要綱第16条)

介護予防支援事業者等が介護予防サービス・支援計画書を作成している場合は当該計画に沿った通所型サービスAを提供しなければなりません。

【注意】

介護予防サービス・支援計画書に基づかない通所型サービスAについては、原則として事業支給費の支給対象とはなりません。

10. 介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助について

(通所型A人員等基準要綱第17条)

要綱第17条は、通所型サービスAを法定代理受領サービスとして提供するためには当該通所型サービスAが介護予防サービス・支援計画書に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定通所型サービスA事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために介護予防サービス・支援計画書の変更が必要となった場合で、指定通所型サービスA事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。）は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で介護予防サービス・支援計画書を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものです。

11. サービス提供の記録について (通所型A人員等基準要綱第18条)

- ① 要綱第18条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAを提供した際には、当該通所型サービスAの提供日、内容、第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものです。
- ② 同条第2項は、当該通所型サービスAの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものです。

また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法です。

なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、要綱第36条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければなりません。

【注意】

サービス提供の記録は、第1号支給費を請求するうえでの根拠となる書類です。記録によりサービス提供の事実が確認できない場合には、支給費の返還となることもありますので、管理者はサービス提供記録をチェックし、不備があれば、担当従事者への確認や記録についての指導が必要です。

【注意】

勤務体制について、提供日ごと、単位ごとに、どの職種にどの職員が勤務したのかが分かるようにしてください。

利用者へのサービス内容について、提供開始・終了時刻の記録・送迎の有無等に関する記録・送迎の記録（事業所の発着時刻、利用者名、車両の種別、運転者名等）をとって下さい。

12. 利用料等の受領について（通所型A人員等基準要綱第19条）

① 要綱第19条第1項は、指定通所型サービスA事業者は、法定代理受領サービスとして提供される通所型サービスAについての利用者負担として、第1号事業支給費用基準額の1割又は2割の支払を受けなければならないことを規定したものです。

② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない通所型サービスAを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである通所型サービスAに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものです。

なお、そもそも第1号事業支給費の支給の対象となる通所型サービスAのサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。

イ 利用者に、当該事業が通所型サービスAの事業とは別事業であり、当該サービスが第1号事業支給費の支給の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定通所型サービスA事業所の運営規程とは別に定められていること。

ハ 会計が通所型サービスAの事業の会計と区分されていること。

③ 同条第3項は、指定通所型サービスA事業者は、通所型サービスAの提供に関して、

イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

ロ 食事の提供に要する費用

ハ おむつ代

二 前各号に掲げるもののほか、通所型サービスAの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

については、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることができることとし、第1号事業支給費の支給の対象となっているサービスと明確に区分されていないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものです。

④ 同条第4項は、指定通所型サービスA事業者は、前項の費用の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものです。

1 3. 利用者に関する市への通知について（通所型A人員等基準要綱第20条）

要綱第20条は、偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要支援の状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、指定通所型サービスA事業者が、その利用者に関し、第1号事業支給費の支給の適正化の観点から市に通知しなければならない事由を列記したものです。

1 4. 緊急時等の対応について（通所型A人員等基準要綱第21条）

要綱第21条は、従事者等が現に通所型サービスAの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治の医師（以下「主治医」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです。

1 5. 管理者の責務について（通所型A人員等基準要綱第22条）

要綱第22条は、指定通所型サービスA事業所の管理者の責務を、指定通所型サービスA事業所の従事者の管理及び通所型サービスAの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定通所型サービスA事業所の従事者に通所型A人員等基準要綱を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものです。

1 6. 運営規程について（通所型A人員等基準要綱第23条）

要綱第23条は、通所型サービスAの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な通所型サービスAの提供を確保するため、同条第1号から第10号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定通所型サービスA事業所ごとに義務づけたものですが、特に次の点に留意してください。

① 営業日及び営業時間（第3号）

通所型サービスAの営業日及び営業時間を記載すること。

② 通所型サービスAの利用定員（第4号）

利用定員とは、当該指定通所型サービスA事業所において同時に通所型サービスAの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。

③ 通所型サービスAの内容及び利用料その他の費用の額（第5号）

「通所型サービスAの内容」については、送迎の有無等のサービスの内容を指すものであること。

④ サービス利用に当たっての留意事項（第7号）

利用者が通所型サービスAの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を指すものであること。

⑤ 非常災害対策（第9号）

非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

※重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」）を用いて説明した際には、内容を確認した旨及び交付したことが分かる旨の署名を得てください。

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容に矛盾が生じないようにしてください。

【留意事項】 ■ 重要事項説明書を交付していなかった。（交付したことが記録等から確認できなかった。）

■ 契約書しか作成されておらず、重要事項説明書を作成していなかった。

17. 勤務体制の確保等について（通所型A人員等基準要綱第24条）

要綱第24条は、利用者に対する適切な通所型サービスAの提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものです。次の点に留意する必要があります。

- ① 指定通所型サービスA事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、通所型サービスA従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の従業者の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ② 同条第2項は、原則として、当該指定通所型サービスA事業所の従業者たる通所型サービスA従業者によって通所型サービスAを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

18. 定員の遵守について（通所型A人員等基準要綱第25条）

指定通所型サービスA事業者は、利用定員を超えて通所型サービスAの提供を行ってはなりません。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

19. 非常災害対策について（通所型A人員等基準要綱第26条）

要綱第26条は、指定通所型サービスA事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものです。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを求めることとしたものです。

なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所型サービスA事業所にあつてはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所型サービスA事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとします。

20. 衛生管理等について（通所型A人員等基準要綱第27条）

要綱第27条は、指定通所型サービスA事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したのですが、このほか、次の点に留意してください。

- ① 指定通所型サービスA事業者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
- ② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、厚生労働省等からの通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
- ③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

21. 重要事項の掲示について（通所型A人員等基準要綱第28条）

指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

22. 秘密保持等について（通所型A人員等基準要綱第29条）

- ① 要綱第29条第1項は、指定通所型サービスA事業所の従事者等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものです。
- ② 同条第2項は、指定通所型サービスA事業者に対して、過去に当該指定通所型サービスA事業所の従事者等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定通所型サービスA事業者は、当該指定通所型サービスA事業所の従事者等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものです。
- ③ 同条第3項は、従事者等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護予防支援事業者等の従業者や他のサービスの担当者と共有するためには、指定通所型サービスA事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したのですが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。

【参考】「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
(厚生労働省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

23. 広告について（通所型A人員等基準要綱第30条）

指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはなりません。

24. 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止について

（通所型A人員等基準要綱第31条）

要綱第31条は、介護予防支援事業者等の公正中立性を確保するために、指定通所型サービスA事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものです。

25. 苦情処理等について（通所型A人員等基準要綱第32条）

- ① 要綱第32条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。
- ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定通所型サービスA事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定通所型サービスA事業者が提供したサービスとは関係のないものを除きます。）の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものです。

また、指定通所型サービスA事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきです。

なお、要綱第36条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。
- ③ 同条第3項は、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である市が、サービスに関する苦情に対応する必要があることから、市について、指定通所型サービスA事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものです。

※事業所が利用者等から直接苦情を受ける場合

【注意】

利用者及びその家族からの苦情を受けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容を記録しなければなりません。

※市に苦情があった場合

【注意】

市長から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は市の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しなければなりません。

市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

市から求めがあった場合は、指導又は助言に従って行った改善の内容を市へ報告しなければなりません。

※国民健康保険団体連合会に苦情があった場合

【注意】

利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければなりません。

国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければなりません。

26. 地域との連携について（通所型A人員等基準要綱第33条）

要綱第33条は、要綱第3条第2項の趣旨に基づき、市との密接な連携に努めることを規定したものです。

なお、「市が実施する事業」には、広く市が老人クラブその他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

27. 事故発生時の対応について（通所型A人員等基準要綱第34条）

要綱第34条は、利用者が安心して通所型サービスAの提供を受けられるよう事故発生時の速やかな対応を想定したものです。指定通所型サービスA事業者は、利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合には、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものです。

また、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものです。

なお、要綱第36条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。

このほか、以下の点に留意するものとします。

- ① 利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定通所型サービスA事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定通所型サービスA事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定通所型サービスA事業者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

【注意】 事故を未然に防ぐことが大切です。

事故には至らなかったが事故が発生しそうな場合及び現状を放置しておくこと事故に結びつく可能性が高いものについて未然防止策を講じてください。

28. 会計の区分について（通所型A人員等基準要綱第35条）

要綱第35条は、指定通所型サービスA事業者は、指定通所型サービスA事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスAの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものですが、具体的な会計処理の方法等については、介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年老高発0329第1号）及び介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年老振発第18号）、指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号）を参考にしてください。

29. 記録の整備及び保存について（通所型A人員等基準要綱第36条）

指定通所型サービスA事業者は、従事者等、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

次に掲げる利用者に対する通所型サービスAの提供の記録を整備し、当該記録等に係る通所型サービスAを提供した日（（1）に掲げる計画については当該計画の完了の日、（3）に掲げる記録については当該通知の日）から5年間保存しなければなりません。

- （1）通所型サービスA計画
- （2）提供した具体的なサービスの内容等の記録
- （3）利用者に関する市町村への通知に係る記録
- （4）提供した通所型サービスAに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- （5）提供した通所型サービスAに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

30. 通所型サービスAの基本取扱方針について（通所型A人員等基準要綱第37条）

要綱第37条にいう通所型サービスAの基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりです。

- ① 通所型サービスAの提供に当たっては、単に高齢者の特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態等にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② サービスの十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。
- ③ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。
- ④ 提供されたサービスについては、通所型サービスA計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

3 1. 通所型サービス A の具体的取扱方針について（通所型 A 人員等基準要綱第 3 8 条）

- ① 要綱第 3 8 条第 1 号及び第 2 号は、管理者は、必要に応じて（※2）、通所型サービス A 計画を作成しなければならないこととしたものです。通所型サービス A 計画の作成に当たっては、主治医等の情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、通所型サービス A の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとします。なお、通所型サービス A 計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。
- ② 同条第 3 号は、通所型サービス A 計画は、介護予防サービス・支援計画書に沿って作成されなければならないこととしたものです。

なお、通所型サービス A 計画の作成後に介護予防サービス・支援計画書が作成された場合は、当該通所型サービス A 計画が介護予防サービス・支援計画書に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとします。
- ③ 同条第 4 号から第 7 号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものです。即ち、通所型サービス A 計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。管理者は、通所型サービス A 計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。

また、通所型サービス A 計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないこととしています。
- ④ 同条第 8 号は、通所型サービス A の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものです。
- ⑤ 同条第 9 号は、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該通所型サービス A 計画の変更を行うこととしたものです。
- ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 3 0 条第 1 2 号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス・支援計画書に基づきサービスを提供している介護予防支援事業者等から通所型サービス A 計画の提供の求めがあった際には、当該通所型サービス A 計画を提出することに協力するよう努めるものとします。

(※2) 必要に応じてとは

原則的には、通所型サービスAの個別サービス計画の作成は必要となりますが、通所型サービスAでは基準を緩和し、より多様なサービス主体によるサービス提供を想定していることから、介護保険に準じる個別サービス計画以外について、特に介護保険事業所以外の事業者がサービス提供をする場合に、その事業形態等を踏まえ、通所型サービスA計画として基準を満たすかどうかを個別に判断します。その場合は、事前に高齢介護課へご相談ください。

※管理者は、サービス提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所型サービスA計画に係る利用者の状況、サービス提供の状況等について、介護予防支援事業者等に報告しなければなりません。

※管理者は、通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行ってください。

※管理者は、モニタリングの結果を記録し、介護予防支援事業者等に報告しなければなりません。また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画の変更を行ってください。

- 【留意事項】**
- 通所型サービスA計画を作成しないまま、通所型サービスAを提供していた。
 - 介護保険に準じる通所型サービスA計画の作成ではなく、独自の個別サービス計画を作成していたが、その作成に関し事前に市の承認を得ていなかった。
 - 通所型サービスA計画を利用者に説明していなかった（記録により確認できなかった。）。
 - 通所型サービスA計画の同意を得ていなかった（記録により確認できなかった。）。
 - 通所型サービスA計画を作成しないままサービスを提供したとしても、支給費は支給されません。

3 2. 通所型サービスAの提供に当たっての留意点について（通所型A人員等基準要綱第39条）

介護予防の効果を高めるため、指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、通所型サービスAの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めなければなりません。

指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮することとします。

33. 安全管理体制等の確保について（通所型A人員等基準要綱第40条）

- (1) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従事者等に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければなりません。
- (2) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければなりません。
- (3) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければなりません。
- (4) 指定通所型サービスA事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

VII 報酬請求について

1. 1回当たりの単価設定について（実施要綱別記1（第16条関係））

※従前の介護予防通所介護の介護報酬は、月額包括報酬とされていましたが、貝塚市の通所型サービスAにおいては、「サービス利用実績に応じた報酬設定」の観点から、サービス提供1回当たりの単価設定を基本とする報酬を用いることとします。

【支給区分（提供頻度）とサービス単位数】

支給区分 (提供頻度)	単 位	対象者
週に1回程度	302単位/回 (※1ヶ月4回まで請求可能)	事業対象者 要支援1
	1,317単位/月 (※5週ある月などで、提供回数が5回以上の場合)	
週に2回程度まで	311単位/回 (※1ヶ月8回まで請求可能)	事業対象者 要支援2
	2,701単位/月 (※5週ある月などで、提供回数が9回以上の場合)	

※原則として、サービス提供実績（提供回数）に基づき、当初介護予防サービス・支援計画書にて予定していた支給区分（提供頻度）の1回当たりの単位により請求します。5週ある月は、月額包括単位での請求をします。

（例外的に日割り計算を行う場合については、「日割り請求に係る適用について」（P35）を参照してください。）

※要支援2であっても、介護予防支援等により、週1回程度の利用を位置付けることも可能です。なお、請求に関しては、週2回程度までの支給区分の請求単位に基づき行ってください。

【請求例】

例 1	週に 1 回程度の利用者に対し、1 月に 4 回サービスを提供した	302 単位×4 回
例 2	週に 1 回程度の利用者に対し、1 月に 5 回サービスを提供した	1,317 単位
例 3	週に 2 回程度の利用者に対し、1 月に 8 回サービスを提供した	311 単位×8 回
例 4	週に 2 回程度の利用者に対し、1 月に 9 回サービスを提供した	2,701 単位
例 5	週に 2 回程度の利用者に対し、5 週ある月で 1 月に 9 回サービスを提供予定していた場合に、介護予防サービス・支援計画書上は月額包括単位で請求予定であったが、利用者の体調の変化に伴い、1 月に 3 回の提供となった	311 単位×3 回

※サービス提供回数変更に伴う支給区分（提供頻度）の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、利用者の状態像の悪化に伴って、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、それぞれの場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合においては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス・支援計画書及び通所型サービス A 計画を定める必要があります。

【請求例】

例 1	事業対象者で、週に 1 回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い 1 月に 7 回サービスを提供した。	週に 1 回程度として、1,317 単位を算定
例 2	事業対象者で、週に 2 回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い、1 月に 4 回サービスを提供した。	週に 2 回程度として、311 単位×4 回を算定

※1 回当たりのサービス提供時間

サービス提供時間の目安は 1 回 3 時間以上とします。

介護予防サービス・支援計画書等において設定されたサービスの量を指定通所型サービス A 事業所の管理者が作成する通所型サービス A 計画に位置付ける必要があります。

2. 日割り請求に係る適用について

月額包括単位の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

1月の提供回数が一定回数を超え月額包括単位での請求になる場合で、以下の対象事由に該当する場合は日割りで算定します。

日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとします。

具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

	月途中の事由	起算日(※2)
開始	・区分変更(要支援1 ⇔ 要支援2) ・区分変更(事業対象者 ⇔ 要支援)	変更日
	・区分変更(要介護 ⇒ 要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防通所介護の契約解除	契約解除日の翌日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所	退所日の翌日
	・区分変更(要支援1 ⇔ 要支援2) ・区分変更(事業対象者 ⇔ 要支援)	変更日
	・区分変更(要支援 ⇒ 要介護) ・区分変更(事業対象者 ⇒ 要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
終了	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防通所介護の契約開始	サービス提供日の前日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

※加算(月額)部分は日割り計算は行いません。

※1ヶ月の提供回数が一定回数を超え、月額包括単位での請求になる場合で、月途中で、介護予防特定施設入所者生活介護や、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用する場合、通所型サービス費は、当該利用日数を減じた日数による日割り計算を行います。

(※1)ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除きます。他の保険者での算定の可否については、当該保険者に問い合わせてください。

(※2)終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となります。

3. 国民健康保険団体連合会への請求コードについて

通所型サービスAに関して、請求に係るサービスコードはA7から始まるサービスコードを使用します。

サービスコード表については別紙「貝塚市サービスコード表A7版」をご参照ください。

【注意】 介護保険自己負担割合に応じて使用するサービスコードが異なります。

介護保険の自己負担割合に応じて、使用するサービスコードが異なりますので、サービス提供に当たっては、介護保険負担割合証を必ずご確認ください、利用者の負担割合を把握してください（事業対象者に対しても介護保険負担割合証が交付されます。）。

毎年8月に更新されます（介護保険負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までです。）。

4. その他請求に関して

1) 他のサービスとの関係について

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&A

平成27年3月31日版 第4の間7 第6の間3

利用者が次のサービスを受けている間は通所型サービスAの第1号事業支給費の支給はされません。

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

2) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について 所定単位数に 70/100 を乗じる

- ①当該事業所の利用定員を上回る利用者を利用させている、いわゆる定員超過利用に対し、第1号事業支給費の減額を行うこととし、定員超過利用の基準及び単位数の算定方法を規定したのですが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、定員超過利用の未然防止を目的としています。
- ②この場合の利用者の数は、1月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除して得た数とします。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとします。
- ③利用者の数が、定員超過に該当することとなった事業所については、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数が定員超過に規定する算定方法に従って減算され、定員超過利用が解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。
- ④市長は、定員超過利用が行われている事業所に対しては、その解消を行うよう指導します。当該指導に従わず、定員超過利用が2月以上継続する場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討します。
- ⑤災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用について、その場合は、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含みます。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとします。

3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定についての経過措置（実施要綱別記1（第16条関係）4の注2における「市長が特に必要と認める場合」）

通所型サービスAと指定介護予防通所介護とを一体的に運営している事業所について、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間においては、当該事業所を既に利用している者の要支援認定の有効期間の終了に伴い、当該利用者が通所型サービスAを利用するに至ることによって当該通所型サービスA事業所の利用定員を超過した場合であって、当該事業所全体の利用定員を超過しない場合に限り、減算の対象となりません。

なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保する為、定員超過利用の未然防止を図るよう努めてください。

4) 人員基準欠如に該当する場合の所定単位数の算定について 所定単位数に 70/100 を乗じる

- ①当該事業所の従事者の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている、いわゆる人員基準欠如に対し、第1号事業支給費の減額を行うこととし、人員基準欠如の基準及び単位数の算定方法を規定したのですが、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、人員基準欠如の未然防止を目的としています。
- ②人員基準欠如についての具体的取扱いはおのとおりにします。
 - 1) 従事者の数は、利用者数及び提供時間数から算出する勤務延時間数を用いる。この場合、1月間の勤務延時間数は、配置された職員の1月の勤務延時間数を、当該月において本来確保すべき勤務延時間数で除して得た数とする。
 - 2) 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される。
 - 3) 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。
- ③市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導します。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討します

5) その他

【通所型サービスAにおいて複数の事業者を利用することについて】

複数の事業所を利用することはできません。1つの事業所を選択する必要があります。
原則、通所介護相当サービスと通所型サービスAとの併用はできません。